

居宅介護支援事業契約書

[2024年9月1日現在]

様（以下、「利用者」といいます）と居宅介護支援事業者 あいサポートケアプランセンター(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

○第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

○第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日 から利用者の介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

○第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ② 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ③ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。なお、利用者に対して指定居宅サービス等の選択を求めるときには、中立公正に配慮し、利用者にとって最良の選択ができるように支援します。
- ④ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

○第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 1ヶ月に1回利用者の居宅を訪問し、実施状況の把握、解決すべき課題の把握に努めます。また、その結果を記録します。

- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分申請の支援等の必要な対応をします。
- ④ 要介護認定が更新されたとき、または、要介護認定などの区分等が変更になったとき、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な意見を求めます。

○第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

○第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

○第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、群馬県国民健康保険団体連合会に提出します。

○第9条(要介護認定等の申請に係る援助)

事業者は、利用者が介護保険等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように利用者を援助します。事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

○第10条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、サービスを提供した日から5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第5条第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第5条第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文章で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

○第11条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

○第12条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文章で通知をすることにより、いつでもこの契約を解

約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予定期間を置いて事由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域のほかの指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為や、故意的に協力が得られないなど、居宅介護支援事業の継続が困難と判断した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、要支援1、要支援2及び非該当(自立)と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

○第13条(秘密保持)

1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た情報およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者及び家族(代理人)から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、個人情報の取得及び管理に関しては、個人情報保護規定に基づき適切な管理に勤めます。別紙の“個人情報の使用に関わることについて”の説明と同意のお願いをさせていただきます。

○第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

○第15条(身分証携帯義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

○第16条(相談・苦情対応)

事業所は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務を持ってその業務を遂行します。

○第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

個人情報の使用に関わることについて

以下に定める条件の通り、私及び代理人は、居宅介護支援事業者 あいサポートケアプランセンターが、私及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供または収集することに同意します。

1、利用期間

介護サービスの提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2、利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更申請の為。
- ② 利用者に係る介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施する“サービス担当者会議”での情報提供の為。
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス提供事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整の為。
- ④ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合、及び主治医等の意見を求める必要のあるとき。
- ⑤ 利用者の利用する介護サービス提供事業所内でのカンファレンスの為。
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議にて。
- ⑦ その他サービスの提供で必要な場合。
- ⑧ 上記各項目に係わらず、緊急を要する連絡等が発生した場合。

3、使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限にとどめ、サービス提供に係る目的以外には、決して利用しないこと。また、利用者との契約期間及び、契約の終了後においても、サービス提供にかかわりのない第三者に個人情報は漏れることのないよう注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や、会議の出席者等については記録し、請求があれば開示いたします。

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び、本書面に基づく重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者 <事業者名> あいサポートケアプランセンター
(指定番号 1070504020)
<住所> 太田市大島町1091番地1栗原コーポ102
<代表者名> 小林 大介 印
<担当者> 所属 あいサポートケアプランセンター
介護支援専門員
氏名 小林 大介 印

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

私は、契約書及び本書面により事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、了承を致しました。

契約締結日 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

<代理人> (家族代表)

住所

氏名

《緊急時の連絡先》

(1) お名前

住所

電話

(2) お名前

住所

電話

(3) お名前

住所

電話

あいサポートケアプランセンター重要事項説明書

1 当所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-47-4352 (午前9:00～午後6:00まで)

担当 小林 大介

*ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あいサポートケアプランセンター
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援 (第 1070504020 号)
事業所所在地	太田市大島町1091番地1栗原コーポ102
サービスを提供する地域	太田市、みどり市、桐生市、伊勢崎市

(2) 事業の目的及び運営の方針

運営の方針	本事業はお客様が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、お客様自身の選択に基づき適切なサービスが受けられるよう配慮して援助に努めます。
居宅介護支援の実施概要等	ケアプラン作成の手法として、厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たすアセスメントツールを利用いたします。 «お客様の状況を包括的に評価分析し、それに基づいた状態の改善や予防の目標を設定、日常生活の質の向上を目指します»
ケアプランの利用状況	当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

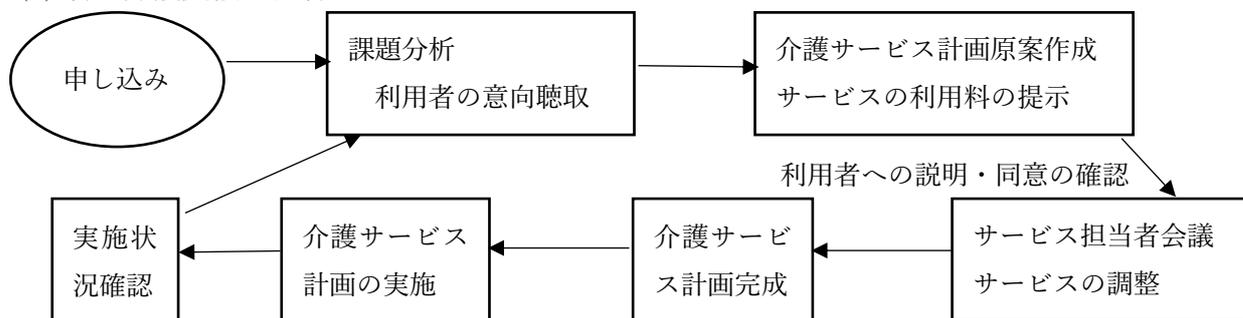
営業日	月～金曜日 午前8:30～午後5:30
休み	土曜日、日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日まで

但し、緊急時は24時間連絡可能な体制をとっています。

(4) 事業所の職員体制

	資格	人員数	兼務する職種
管理者	主任介護支援専門員	常勤 1名	介護支援専門員
介護支援専門員	介護支援専門員	常勤 2名	
		非常勤 0名	

(5) 居宅介護支援の内容



(6) 居宅介護支援の利用料及びその他の費用について

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から残額給付されるので自己負担はありません。

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 i (I) (単位数 1,086) 11,088 円	居宅介護支援費 i (I) (単位数 1,411) 14,406 円
〃 45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費 ii (I) (単位数 544) 5,554 円	居宅介護支援費 ii (I) (単位数 704) 7,187 円
〃 45人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費 iii (I) (単位数 326) 3,328 円	居宅介護支援費 iii (I) (単位数 422) 4,308 円

◎ 1単位は、10.21円（7級地）で計算しています。

	★1 加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算 (単位数 300)	3,063 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合 に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (I) (単位数 250)	2,552 円/月	利用者が病院又は診療所へ入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

<p>入院時情報連携加算（Ⅱ） （単位数 200）</p>	<p>2,042 円/月</p>	<p>利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</p>
<p>退院・退所加算（Ⅰ）イ （単位数 450）</p>	<p>4,594 円/回</p>	<p>・退院もしくは退所するにあたり、医療機関などの職員と面談を行うこと。なお面談は直接対面ではなくテレビ電話などを活用してもよい ・医療機関などの職員から利用者にかかる情報提供を「カンファレンス以外」の方法によって、「1回」受けていること ・必要な情報を元にケアプランを作成し、居宅サービスや地域密着型サービスの調整を行っていくこと</p>
<p>退院・退所加算（Ⅰ）ロ （単位数 600）</p>	<p>6,126 円/回</p>	<p>・退院もしくは退所するにあたり、医療機関などの職員と面談を行うこと。なお面談は直接対面ではなくテレビ電話などを活用してもよい ・医療機関等の職員から利用者にかかる情報提供を「カンファレンス」によって、「1回」受けていること ・必要な情報を元にケアプランを作成し、居宅サービスや地域密着型サービスの調整をおこなっていること</p>
<p>退院・退所加算（Ⅱ）イ （単位数 600）</p>	<p>6,126 円/回</p>	<p>・退院退所にあたり、医療機関などの職員と対面やテレビ電話などを活用し面談を行うこと ・医療機関などの職員から利用者にかかる情報提供を「カンファレンス以外」の方法で「2回」以上受けていること ・必要な情報を元にケアプランを作成し、居宅サービスや地域密着型サービスの調整を行っている</p>
<p>退院・退所加算（Ⅱ）ロ （単位数 750）</p>	<p>7,657 円/回</p>	<p>・退院退所にあたり、医療機関などの職員と対面やテレビ電話などを活用し面談を行うこと ・医療機関などの職員から利用者の情報提供を「2回」以上受け、さらにそのうちの「1回」以上は「カンファレンス」であること ・必要な情報を元にケアプランを作成し、居宅もしくは地域密着型サービスの調整を行っている</p>

<p>退院・退所加算（Ⅲ） （単位数 900）</p>	<p>9,189 円/回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退院もしくは退所にあたり、医療機関等の職員と対面やビデオ通話などで面談を行うこと ・医療機関等の職員から利用者にかかる情報提供を「3回」以上受け、そのうち「1回」以上はカンファレンスによること ・必要な情報を元にケアプランを作成し、居宅もしくは地域密着型サービスの調整を行うこと
<p>通院時情報連携加算 （単位数 50）</p>	<p>510 円</p>	<p>利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。</p>
<p>緊急時等居宅カンファレンス加算 （単位数 200）</p>	<p>2,042 円/回</p>	<p>病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （一月に2回を限度）</p>
<p>ターミナルケアマネジメント加算 （単位数 400）</p>	<p>4,084 円/回</p>	<p>在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、片道 10km 未満は 400 円、10km 以上は 600 円を請求いたします。
② 解約料	お客様は、いつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等で申し込み下さい。当所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合は文書または口頭でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当所の都合によりサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。
- ③ 自動終了
本契約書第 12 条 4 項による
- ④ その他
お客様やご家族などが当所や当所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスの終了させていただく場合があります。

(3) 入院時における医療機関との連携

お客様は、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えていただきます。

(4) 指定介護サービス事業者等の紹介や説明

お客様は、サービスの提供を受けるにあたり、複数の指定介護サービス事業所等の紹介を求めることや、当該事業所を介護サービス計画等に位置付けた理由について説明を求めることができます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護支援専門員	小林 大介
虐待防止に関する担当者	介護支援専門員	小林 大介

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

7 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
(4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
(5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

8 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき処置についてあらかじめ消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

9 緊急時の対応

- (1) 利用者、ご家族、サービス事業者等からの要請を受けた場合、ご家族やサービス事業所等と連携を図り速やかに対応を致します。
(2) 営業日時以外及び外出による不在時は、着信転送で受ける体制をとっています。

10 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（3月に1回以上）
イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

1 1 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
 - ・担当者が不在な場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。

苦情解決に関する責任者	介護支援専門員 小林 大介
苦情受付に関する担当者	介護支援専門員 小林 大介

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 Bethel 合同会社 あいサポートケアプランセンター	太田市大島町 1091-1 栗原コーポ 102 電話：0276-47-4352
太田市介護サービス課	太田市浜町 2-35 電話番号：0276-47-1856 受付時間：月～金 8：30～17：15
群馬県社会福祉協議会	前橋市新前橋町 13-12 電話：027-255-6034
国民健康保険団体連合会	前橋市元総社町 335-8 電話番号：027-290-1323

1 2 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村（保険者）、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 3 第三者評価機関による評価は実施していません。